

第4回 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会 要旨

日 時：2024（令和6）年12月2日（月） 14：00～16：00

場 所：大阪狭山市役所3階 委員会室

出席者：今西委員（委員長）、奥藺委員（副委員長）、上田委員、福島委員、菊屋委員、青森委員、浦嶋委員、谷尾委員、札幌委員、山村委員、安藤委員、端山委員、堤委員、酒匂委員、酒谷委員

次 第：1 開会

2 議事

（1）大阪狭山市教育振興基本計画（素案）について

（2）大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて

（3）その他・連絡事項

3 閉会

（委員長）

本日は第4回の委員会となる。ご多忙の中、ご出席いただき感謝する。会議時間は2時間程度とし、16時を目途に進めたい。

それでは次第に従って議事を進行する。

（1）大阪狭山市教育振興基本計画（素案）について

前回の策定委員会と委員会後に、委員の皆様からご意見を出していただき、それを踏まえた修正については、すでにお知らせしたとおり。

その後、庁内の各事業担当グループおよび検討委員会への意見照会を行い、反映している。

本編の主な変更点を説明する。

4ページ第1章の2計画の位置づけにおいて、前回の策定委員会で「子ども読書活動推進計画」を入れるとお伝えしたが、加えて今回「地方スポーツ推進計画」もこの教育振興基本計画で位置づけることとした。基本方針4「郷土を愛し自ら学び、高め合う学習を推進します」の目標13「生涯スポーツ活動の推進」の部分になる。第4章の体系図および、個別施策のページで示している。

つづいて5ページ第1章の4に計画の策定体制を記載したページを入れ、策定委員会やアンケート調査、パブリックコメントについて示している。

第2章では、全体的に表の中に値を入れることで見やすくするほか、前回はデータがそろっていなかった教育相談の状況の表を入れている。

16ページからは、委員からご指摘をいただいた、第二期計画の振り返りの項目を入れている。「第二期計画の成果と新計画の課題」として、基本方針ごとに重点目標、成果、課題と今後の対応を示している。

25ページから始まる第3章では、前回お出しした案では全体の体系図が先に来ていたが、まず基本理念、めざす子ども像、基本方針の説明をしたうえで、体系図を示すこととした。基本理念では、第1期から引き続きこの基本理念を継承していくことを改めて書いている。

また、29ページの体系図では、「目標」の部分の番号を通し番号に変更、31ページ以降「施策の展開」ページでは、各担当グループの意見や校正を反映している。語句や文章の表現などを、第3期に合ったものに変更するなど、これまでの策定委員会においてご承認いただいた骨格となる部分に影響のない範囲で統一・修正した。

57ページは、前回は無かったが、第5章として、計画の推進体制を記載している。58ページの3では、計画の進行管理などについて書いており、この計画とは別に参考指標を設定すること、点検・評価をもって毎年の進捗状況を図っていくこと、社会情勢に合わせて計画の見直しを行うことを書いている。

また、補足の必要な用語については、アスタリスクを表示し、資料編に用語解説としてまとめることとしており、今回は作成途中のものを、添付している。

続いて、資料2「(別冊)5年後に向けての参考指標」について、参考指標は、計画本体とは切り離し、別冊として作成する。内容については、第2期計画の参考指標をベースにしながら、各グループにて再検討し、主要項目として設定したもの。

(委員長)

前回までの本委員会における意見等が反映され、修正されたものが素案である。大きなところでいえば、例えば第2章に第2期計画の振り返りが追記されるといった修正がされている。さらに庁内においても見直しがされている。

基本理念や基本方針には大きな変更はなく、これでよければ皆さんに大筋を了解いただき、文章表現など細かい部分は事務局一任としたい。

それでは素案全体について、ご意見をお願いします。

(委員)

第5章は今回はじめて提案された。「2 連携・共同する各主体に期待する役割」の「(3) 地域」について、特に地域の中心である自治会の現状を考えると、位置づけに問題がある。地域の役割の最後は「主体的な取組を進めます」となっている一方、「(4) 行政」は各主体のコーディネートと支援となっており、他人事のようにも感じる。地域活動は自助、共助、公助を含め、最終的には行政が責任を負うべきではないか。

(事務局)

社会環境・教育環境が変化する中、教育は人と人とのつながりを基本に、各主体が総掛けで行うことが必要との考えで各主体の役割を記載している。地域が主体的な取組、行

政が支援という表現が不十分ということであれば一度持ち帰り、行政が主体的に進めることがわかるように表現を修正したい。

(委員)

地域活動が厳しさを増す中、P T Aも最終的には地域に期待している。しかしほぼ団塊世代が担う自治会としては、自治会とP T Aが連携して働くことを期待している。P T Aの役割もきっちりと示せればよいが。

(委員長)

ご意見の反映をお願いします。

(委員)

この3年間で地域でも縦割りがきつくなり、連携がなくなった。行政も同じではないか。例えば市長部局では子ども未来フォーラムをイベント的に考えているようだが、そうではない。行政でも教育・子育てが一体的にできるようにしてほしい。

(委員長)

市民総掛かりで取り組むという中には行政も入っている。表現で検討してほしい。

(委員)

「第1章－1－(2)国・府の動向」に関して、国の施策ではウェルビーイングを重視してきているが、その記述が欠けているのではないか。「①第4期教育振興基本計画」の文中、「…理念を引き継ぎつつ」の後にウェルビーイングを付け加えてはどうか。福祉でも防災でもウェルビーイングが重視されている。

(事務局)

1ページ目には記載しているが、再掲すべきとのご意見については対応を考える。

(委員)

国の動向にこども基本法への言及がない。内容を書き込まなくてもよいが、ふれておくべきではないか。

(委員)

前期計画の基本方針1「③課題と今後の対応」に前回は社会潮流としての人口減少が書かれていたが、今回の案では削除されている。課題のひとつとして入れた方がよいのでは。

(事務局)

削除した理由を確認し、戻すことも考える。

(委員)

基本方針4「重視する取組み」について、コミュニティ・スクールでも地域づくりを目標としているが、「学校を核とした地域づくり」が文章からも消えている。重視する取組みに入れてもらえないか。

(事務局)

本文に戻すことを検討する。

「重視する取組み」については、「第4章施策の展開」における「取組施策」の項目タイトルとの整合を図っており、ご指摘の点についても確認する。

(委員)

いろいろな授業に地域が協力し、その過程で地域活動に参加していなかった人との接点生まれ、それを契機に自治会に入会したいという人もいる。地域としてもありがたい取組である。

(事務局)

コミュニティ・スクールの主旨とも合致するので、文章に戻すことを検討する。

(委員)

同じ箇所、郷土愛についても「郷土愛を育む取組み」といった表現で「重視する取組み」に位置づけてほしい。

(事務局)

目標16が項目として「郷土愛の育成」の内容となっている。表現について調整したい。

(委員)

SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）が英略やカタカナなど表現が場所によって異なる。統一できないか。

(事務局)

表現の統一については、用語集も含めて整合を図る。

(委員)

「4 第2期計画の成果と新計画の課題」の基本方針4、「②成果－iv郷土愛の育成」に

ついて、各団体の関係もあるが、行政で全てやったような印象の書き方になっている。展示は事務局が企画・実施し、実行委員会には府・市とともに市民・団体も参加している。実行委員会も一緒にやっているということがわかる表現になればよい。

基本方針1の部活動の地域移行について、「国が方針とする」となっているが、職員の働き方改革や経験のない教職員の参加・負担の解消など、進めるのには多様な側面があることを示してはどうか。

基本方針2で、いじめの問題について「…地域社会と正しく共有し」となっているが、正しく説明しながら共有するということが、学校で解決するから市民は関わらなくてもよい、ということか。

(事務局)

「②成果－iv 郷土愛の育成」については、三者が協働で実施しているという表現に変更する。

(委員)

狭山池クリーンアクションもこれまでに290回以上実施しており、そうした取組が子どもの学習機会となっているということも表現してもらえるとよい。

(委員長)

22ページや56ページを含め、見直しを検討してほしい。

(事務局)

部活動の地域移行には子どもの選択肢の多様化を含めた表現を検討する。

(委員長)

基本方針2のいじめの問題について「…地域社会と正しく共有し」についてはどうか。

(事務局)

主旨としては、いじめの認知に関する概念が変わっていることについて意識を共有することだが、わかりやすい表現に修正する。

(委員)

「4 第2期計画の成果と新計画の課題」の基本方針3、「③課題と今後の対応」4つ目の○について、「…中学校ごとの学校運営協議会」となっているが、これはどのような意味なのか。

(事務局)

令和6年で全小学校区に学校運営協議会を設置済み、令和7年から中学校区で考えている。「中学校区」が正しい表現である。

(委員)

各小学校区でも学校運営協議会を設置しており、小中一貫校ごとの運営協議会とした方がよいのではないか。小中一貫校の学園名の協議会とした方が認識しやすい。

(委員長)

コーディネーターを含め、学校運営協議会をわかりやすい組織にする必要がある。

(事務局)

学園名は現在、事務局内で検討中である。学校運営協議会は中学校区でひとつ、1中学校区に含まれる3つの小学校区についても中学校区の学校運営協議会でまとめて承認するような形を考えている。成果の一部に関わる場所もあり、そうした点とご意見を意識して表現を検討する。

(委員)

「施策の体系」に関して、前期計画の「重点目標」が「目標」に変更されている。重点でなくなったということか。

(事務局)

前期計画では全ての目標が「重点目標」と位置づけられ、取組施策の重点や優先がなかった。本委員会においても当初、取組の優先順位づけ等に関するご意見があったことから「重点目標→目標」とし、その中で特に「重視する取組み」を「基本方針」で位置づけている。前期計画通りにした方がよければ、検討する。

(委員)

「目標 12ー主な取組み⑦学校支援ボランティアの育成」について、コミュニティ・スクールや地域支援ボランティアの仕組みもある中、さらに学校支援ボランティアをどうシステム化するのか。

(委員長)

学問的にはボランティアコーディネーションという考え方にあたる部分である。

(事務局)

まず学校人材バンク、公民館登録の「街のすぐれもの」などの活用がある。学校応援団

も組織されており、学校支援ボランティアをどのような仕組みにするかは、計画期間内において検討し、押しつけにならないよう、自主的に活動いただけるような取組として進めたい。

(委員)

前期計画の基本方針4の重点目標では、「いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しむ」とあるが、課題は子育て世代や中年世代の参加が少ないこと。子どもの参加はあるので、一緒に保護者や家族もスポーツに参加できるようにするとの表現があると、親も参加しやすくなるのではないか。PTAも早い段階で地域からアプローチすることで、親とのコミュニティづくりにもつながる。

かつての親子教室等の機会が減っており、親同士がコミュニケーションをとる機会が減っている。子どもが親元を離れても、親同士のコミュニティが継続するような状態ができるとよい。イベントをきっかけにどのように地域活動に引き込むか、それがスポーツを通じてできるのではないか。参加した親がそのまま指導者になるというケースもある。子どもと高齢者だけでなく、「親子で」という文言を追加してほしい。

(事務局)

国においても成人のスポーツ実施率を提示しており、本市もこれに準じて取り組んでいる。ご意見については、適切な部分での記載を検討する。

(委員長)

国では、総合型地域スポーツクラブをまさにそうした家族全員でスポーツに取り組む場として想定している。

(委員)

前期計画の「基本方針3－②成果」において、「青色防犯パトロールや地域の見守り活動」について記載しており、「…取り組みました」としているが、誰が取り組んだのかがわからない。

(事務局)

青少年指導員や登録いただいている団体に依頼して実施している。

(委員)

「地域や関係団体と協働して…」とすれば、行政だけでやっているにとられかねない表現になるのではないか。

(委員)

同じ箇所、コミュニティ・スクールについて、小学校では導入済み、中学校で令和7年度に導入予定となっているが、導入が目的なのか。まだ成果が出る段階ではないかもしれないが、別冊の参考指標との関係がわかりにくい。何を目的として導入するのか。

(事務局)

導入とともに、次項目である「市内の小中学校が～地域が抱える課題について一緒に考える機会を提供しています」とセットの考え方である。指標としては、全国学力・学習状況調査の「地域や社会を良くするために何かしてみたい」と考える児童・生徒の割合などが該当する。現状では、全国に比べて割合はやや低い。

(委員)

次項目とつながっていることがわかるような表現にしてみようと思う。

(委員)

部活動に対する外部の支援は、具体的にどのようなものを考え、どんな課題があるのか。

(事務局)

今年度、民間企業に委託する実証実験を行っている。次年度以降、他にどんな方法がとれるのか、地域のスポーツ組織の活用も含め、多様な選択肢について考えたい。

(事務局)

手伝ってくれる人を入れるということではなく、授業時間後、子どもの放課後の過ごし方として、習い事やスポーツクラブなど学び方が多様化している中、行き場のない子どもがさまざまな選択肢を持つことができるよう、実験している段階である。

(委員)

前期計画の「基本方針3－①重点目標」において、「…防災面にも配慮した老朽化（長寿命化）対策…」とあるが、「長寿命化」で統一してもよいのではないかと。

(事務局)

全ての学校施設が長寿命化するのではなく、一部では建て替えのケースも考えられるので、こうした表現としている。

(委員)

そうした違いがわかるような表現にしてほしい。

(委員長)

表現については事務局で考えてほしい。

(委員)

基本方針1で第三の居場所づくりが記載されているが、最近、文部科学省でもスタンスが変わりつつある。市として第三の居場所づくりを推奨していると誤解を招かないように願う。

「外国にルーツのある子ども」の解説で親が外国出身者となっているが、3世や4世も対象に含まれる中で、表現の工夫をお願いする。

(委員長)

他にももっと対象がいるのではないかというご指摘である。事務局で精査してほしい。

(委員)

参考指標について、一部で「指標の考え方」と「指標」の記述にズレがある。

同じく参考指標で、「基本方針2－(4)多様性理解の促進」の指標のうち、2つ目の項目で、「転入してくる」という言葉をあえて付ける必要はないのでは。

(事務局)

参考指標の表については資料で一部、ズレがあるので、訂正する。

(2) 大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて

(事務局)

パブリックコメントは、市の計画や条例などの策定や変更をするときに、その内容を案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対して寄せられた意見と、それに対する市の考え方を明らかにすることで、市の意思決定の過程を明らかにする制度である。大阪狭山市教育振興基本計画（素案）においても市民の皆さんに公表し、意見の募集を行う。公表は（素案）本体のみになる。

本日の会議で皆様からいただいたご意見の整理など、事務局にて所要の調整をさせていただき、パブリックコメントの手続に入りたい。

公表の時期は令和6年12月27日からを予定している。

次に、公表の方法について、市内の公共施設での閲覧と市のホームページへの掲載を予定している。

また、市民の皆さんからいただく意見の提出期間は、公表の時期と同じ期間を予定しており、提出方法は教育政策グループへ直接書面を提出するほか、郵便及び電子メール、Logoフォームを使ったインターネットでも受付ける。

また、本日の資料には掲載していないが、パブリックコメントとは別に、当事者である子どもたちの意見を聞くことが必要ということで、子ども

向けパブリックコメントも実施する。詳細については事務局で調整中ではあるが、対象は市内の中学校に通う中学1年生を考えている。同様の子ども向けパブリックコメントが同時期に3つあることから、学年で分けて、教育振興基本計画については中学1年生にお願いするという方向を考えている。終業式までの間に依頼し、冬休み中にタブレット端末から回答してもらう予定。内容としては、素案の骨子となる部分をわかりやすい表現に変更したうえで配布し、計画のみならず自分たちが受けている教育などについての意見も含めて募集する。

なお、パブリックコメントで提出された意見については、意見の概要、それに対する市の考え方、また提出された意見により、計画を修正した場合はその修正内容を公表することになっていることから、パブリックコメント実施後、事務局にて提出された意見を精査し、取りまとめのうえ、次回の策定委員会で結果の報告をさせていただく。子ども向けパブリックコメントについても、同様。そのうえで、答申に向けた調整を行っていただきたいと考えている。

(委員長)

ただ今の事務局説明について、ご意見・ご質問はあるか。

(委員)

応募資格はここまで厳密にするのか。

(事務局)

「大阪狭山市パブリックコメント手続実施要綱」によるもので、他の案件に比べて厳しいというものではなく、一律の規定である。

(委員長)

それでは他になければ、規定に基づいてパブリックコメントの実施をお願いします。

(3) その他・連絡事項

(委員長)

最後に議事の3点目「その他・連絡事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から今後のスケジュールについて、本日の会議に関して、他にご意見があれば、意見書にて事務局にご提出ください。本日皆様から頂戴しました意見等とあわ

せて、「第3期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）」を確定し、委員の皆様にお配りします。これをもってパブリックコメントを実施し、結果等を第5回の策定委員会でご報告させていただく。日程調整につきましては、また近日中にメールにてご案内させていただく。2月上旬を予定している。

それではこれをもちまして第4回の策定委員会を閉会させていただく。

以上